

平成29年度定期監査等の結果に対する措置状況（未措置であるもの）

指摘事項又は意見・要望事項

No. 2 定期監査

○学校教育部

(2) 小・中学校に関する事務

[改善を要するもの]

③ 学校敷地内に設置されている道路標識等で、使用者に対する行政財産の目的外使用許可等の手続がなされていないものがあった。また、学校敷地外に設置されている電柱であるにもかかわらず、その使用者に対して行政財産の目的外使用許可の手続を行っているものがあった。

No. 2 定期監査

○学校教育部

(2) 小・中学校に関する事務

[検討を要するもの]

① 学校敷地の境界について、学校と隣接者との間で認識の不一致が生じていることから、協議の上、必要な措置を講じられたい。